

日ペルー経済連携協定(EPA)に基づく関税割当制度対象品目

(単位:トン)

公表番号		【輸入国管理方式】						
		平成23年度(注)	24年度	25年度	26年度	27年度以降	備考	
44	(菓子用)	1次 (枠内)	数量	125	3,000	4,500	5,500	6,500
			税率	無税				
		2次 (枠外)	税率	50%又は12円/kgのいずれかの高い税率				
	(飲料用)	1次 (枠内)	数量	42	1,000	2,000	3,000	4,000
			税率	無税				
		2次 (枠外)	税率	50%又は12円/kgのいずれかの高い税率				
公表番号		【輸出国管理方式】						
		平成23年度(注)	24年度	25年度	26年度	27年度以降	備考	
42	豚肉	1次 (枠内)	数量	83	2,000	3,000	4,000	5,000
			税率	2.2%				
		2次 (枠外)	税率	4.3%				
43	鶏肉及び鶏肉調製品	1次 (枠内)	数量	292	4,000	4,500	5,000	5,500
			税率	3.6%, 6.8%, 7.6%, 10.7%, 19.1%		3.6%, 6.8%, 7.6%, 8.5%, 10.7%, 19.1%		
		2次 (枠外)	税率	6%, 8.5%, 11.9%, 21.3%				
45	トマトケチャップ	1次 (枠内)	数量	8	100	100	100	100
			税率	無税				
		2次 (枠外)	税率	21.3%				
46	その他のトマトソース	1次 (枠内)	数量	1	10	10	10	10
			税率	無税				
		2次 (枠外)	税率	17%				

(注) 日ペルー経済連携協定の発効が23年度途中の平成24年3月1日となることから、23年度の関税割当てについても年度途中の同年月日の開始となるため、各品目の23年度の合計割当数量は、同協定附属書に基づき、残余の完全な月数で按分され、(同協定附属書に定められた割当数量)÷12ヶ月×1ヶ月となっている。